

事業廃止時の利用者のサービス確保対策

- 介護事業者に対し、事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供を義務付ける。
- 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長は、利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、関係者間の連絡調整、事業者に対する助言その他の援助を行うこととする。
- 介護事業者が義務を果たさない場合は、都道府県知事、市町村長が事業者に勧告・命令をすることができるとする。

イメージ図

